

○番号不明ノ無記名国債証券(又ハ利札)ノ

効力ニ関スル件 (大正11年12月13日 蔵理第13815号)
大蔵省理財局長から 日本銀行営
業局長あて

9月29日附営債第622号ヲ以テ御照会ニ係ル番号不明ノ無記名国債証券ニ関スル支払方ノ件左記ノ通御取扱相成度省議ヲ經此段及回答候也

1. 証券ノ真正ヲ確認シ得ルモノニ限り支払ヲ為スコト 但シ証券提供者ヲシテ番号ノ不明トナリタル事由ヲ疏明センメ其ノ不明トナリタルコトカ故意ニ出タルモノニアラサルコトヲ認ムルニ足ル文書ヲ提供セシムルコトヲ必要トス
2. 支払証券ハ別途ニ之ヲ整理シ『発行台帳』(編注)ハ同公債ノ消滅時効完成ニ至ル迄之ヲ未整理ノ儘ト為スコト

(編注) 『 』内を「国債証券台帳」と読み替える。

(照会内容)

無記名国債証券ノ支払ニ際シ請求者呈示ノ証券中汚染毀損若クハ其他ノ原因ニヨリ番号不明ノモノアリタル場合証券真正ナル以上ハ其支払ヲ拒絶スルヲ得サルヤニ解セラレ候 然レトモ此種証券ノ支払ヲ為ストキハ他方ニ於テ亡紛失証券承認支払上ニ重払ヲ為ス虞有之且ツ内部関係ニハ候得共『発行台帳』(編注)ノ整理方等ニ就テモ疑義有之候ニ付如何処理致シ然ルヘキヤ目下差懸リタル事実問題有之候間何分御指示相煩度及御照会候也

(編注) 『 』内を「国債証券台帳」と読み替える。